

改教時報

第五十號

明治三十三年八月一日發行

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を斷絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

目次

社説

◎公認教制度確立に付佛教徒の大覺悟を要す

論説

◎佛教家の慈善事業

文學士

本多辰次郎

◎社會の制裁

會報

◎近江劍無法會

河内の住道青年會の祝賀會

◎信濃佛教徒國會

◎後中緬佛教青年會

◎盤城盤城佛教同盟會

社會

◎新條約實施に付て訓告 ◎各宗管長と内務大臣

◎内地雜居後の注意 ◎慈善財團規則草案決議

◎宗教と教育 ◎耶穌教會堂に對する課税問題

◎女子教育 ◎教育の發達と地方的感情 ◎高等視學官會議

◎自由黨の外教徒收攬策 ◎政教俱樂部發會式 ◎雜俎

雜錄

◎第八回佛教夏期講習會概況

令音

◎奧村五百子傳

文學士 秦 敏之

公認教制度確立に付き佛教徒の大覺悟を要す

政府は今年の議會に宗教法案を提出すべきや否やは一問題なりと雖、洩れ聞く所によれば政府は社務局員をして大に其草案の終了を急かしめつゝありとの事なれば、或は次期議會に於て法案の提出せらるゝことあらん、而して此法案なるものは如何なる性質のものなりやは未だ容易に知るべからず、社務局長斯波氏は頗る公平なる考慮を有し、我國の歴史上より推し、又一班の法理上より論じ、又現今の政略上より究むるも、基督教と佛教とは到底同一の待遇を爲すべきものに非ずとて、二教の間に劃然分界線を置き之を講究しつゝありしに、近來外交問題を擔ぎ出して公認教を非難するの徒多く、加ふるに佛教者中にも曖昧の支那派中々に多く、遂には有力なる一派の役僧連をも動かして遂に基督教と佛教と同時に同等に公認すべしといへる議論は一山寺務所の輿論となり、世間も之を文明的なり、其本山には人ありて大に之を賞讃し、本山の役僧連自身も亦俄かに文明家となりて大に之を賞讃し、社務局内に影響を及ぼし議論紛々として定まらざるの際、又内閣よりの干渉も多く、到底其議論の行はるへくも見ゆされは、今日に在りては、公認非公認論は寧ろ内閣の盲目的英斷

史的の考慮を抛たしめ、政治的の考慮を誤謬に陥らしめたり是れ政府が宗教問題を持て餘まし大に困難する所以にして又予輩の飽まで争はんぞ欲する所以なり、政府の迷惑予輩も亦之を氣の毒に思ふと雖、而も政府が最初の考慮を誤りて自から困難に陥りたるものなれば、固より自業自得なり、予輩は其誤謬なる考慮の犠牲となること能はず、予輩の公認論を主張するや、其意只權利の存する所を確めんとするのみ、公認教制度成り、而して後佛教安泰なりと思ふものあらば、是れ實に予輩の本旨に反するものなり、而して現今の佛者が大に公認論を主張して予輩に雷同するものありと雖、其意或は公認教を以て佛教保護策と爲すもの多きに居らざるか、固より佛教を公認せば佛教擴張の補助は暗々裡に來るべしと雖、佛教公認は決して擴張安泰の原因とならざるなり、若し佛教の公認を以て斯の如きものと爲すものあらば寧ろ今日に於て之を中止せんことを望むものなり、予輩はかゝる味方の寧ろ滅却せんことを望むものなり、予輩は此に於て大に有爲なる佛教徒の大覺悟を促かすものなり、即ち佛教の特權を公認せられずんば止まざるの勇氣と實力とを養成せんこと是れなり、勇氣とは何ぞや、曰く奮々たる世論を恐れざるの勇氣なり、然れども又盲目的の靈勇には非るなり、予輩は近時公認教に反する世論の囂々を聞き、益々勇氣の鼓動せざるを覺ゆるなり、かの公認教と國教論との區別を爲さずして、盲目的に予輩を非難する無學者は措て論せず、やゝ有力なる反對論は、佛教公認を以て文明の潮流

に任するの考なりと、是れ只風設のみ、然れども此風設は又思ひ當らざる所なきに非ず、若果してかゝる重大なる問題を以て學術的、組織的の頭腦にあらすして、徒らに内閣の盲目的英斷に任すとせば、其結果或は予輩の所論と反對に出づるやも計り難し、是に於て予輩は佛教徒の大覺悟を促かさんとすなり、大覺悟とは何ぞや、曰く竹槍的旗幟的に政府を威嚇せんとするの謂に非ず、政府をして佛教が歴史と勢力とによりて現に有する特權を確認せしめ、又一朝にして確認せられずんば幾十年に亘るも其特權を公認せられずんば止まざるの勇氣と實力とを養成せんとの覺悟はなり、而して此大覺悟は組織的的教育を受け深遠なる智慮あるものに非ざんば爲し能はざるべし、老人には望まなくして青年に望み多かるべし、予輩は現今の有爲なる佛教徒殊に青年が此大覺悟に任せんことを望むものなり、予輩の佛教公認論を唱ふるや他なし、即ち佛教が我國風を助け我文化を補ひたる歴史が確かに他宗教より好遇せらるべき權利あることを信すればなり、佛教が現今に於て有する勢力は確かに他宗教より特遇せらるべきの權利あるを信すればなり、之を政府の方面より見れば、歴史的に之を特遇すべき義務あることを信すればなり、又政治或は政略的に佛教を特遇すべき義務あることを信すればなり、而して佛教徒の温良にして能く政府の命令を奉し、異教國の信徒の不穩にして常に國際的威嚇によりて政府を驚かすことは、遂に政府として歴

に反するものなりと爲けもの是なり、若し佛教公認論を主張することか文明の潮流に反するものならんには、予輩之を排斥するに於て人後に譲らんや、借問す文明とは何ぞや、是れ予輩が其定義を一言にして下す能はざる所なり然れども文明は進歩を以て骨子とし學藝技術を以て花とすとは是れ予輩の眼に映したる文明なり、近時世に流行する文明論者の文明なみのを見るに、先づ御世辭追従を以て骨子とし、曖昧模糊を以て花とす、而して時々其説を變換して評判のよき様につとめ、實は其根なきものなり、是れ佛蘭西人か交際場裡の霸王と呼ばれたる三四十年前の歐洲に行はれたる文明なり、而して日本現時の自稱文明者も亦正しく此文明に酔倒して華胥の夢今盛なり、其佛教公認論を主張するは文明國民の感情を害すとて、未だ調査の行き届かざる外教をも佛教と同時に公認せよといへる議論の出るも亦偶然に非るなり、るも進歩は必ずしも御世辭のみに依て得らるるものに非ず、文明は己れの權利を捨つるの謂に非ず、丈夫ある英國國民健全なる獨乙人は荷めにもかゝる御世辭は唱へざるなり、而して其文明は駁々として進みつゝあるなり、現今の所謂文明論者は寧ろ文明を以て我國民を軟化せしむるの具となさんとすものなり、之を破るは眞個文明を解したるもの、責任なり是れ予輩の勇氣大に鼓動せらるゝ所以なり、實力とは何ぞや、曰く世の文明を補助し得べき力なり、即ち學校を起して教育を盛んにし、宗教的信念を流布して人民を淳良に導き、下層人民に對して社會事業を起し、廢病孤獨に

對しては慈善救護の道を講し、佛教信徒たるの資格を以て社會の進歩文明の嚮導に資するか如きは、實に是れ實力養成の方法にして又佛教をして公認教たらしむる最上の必要品なり是れ勇氣と相俟ちて缺くべからざるなり

この實力養成は佛教各宗相輔ひ相輔けで共に完成せんことを勉むべく、又一朝にして成り難きことなれば、佛教青年たるものは、殊に策を遠大に運らし、大覺悟を爲し、以てかの政府が誤謬の政策をたむることに於て一日も猶豫すべからざるなり、

論 說

佛教家の慈善事業(上)

本多辰次郎

世には慈善は自己の爲なりとて、宗教者が慈善事業を爲すは須らく宗教者が自己の信奉する所の教法を布教せん事を目的とし、其手段の爲に社會的慈善的の事業を爲すべし、善を爲すが爲に慈善事業を爲すが如きは常人の所爲にして決して宗教家の盡すべき所にあらずと論するものあり、又之に對して大に之を駁して、自己の宗教を弘宣せんが爲に慈善事業を爲すが如きは頗る卑むべき利己心に出づるものにして取るに足らずとし、斯る利己心より爲す慈善事業は、寧ろ積極的に卑むべき偽善なるが如く論する人あり、其等の人の考にては必ず慈善事業は決して弘教の方便とが手段とかの爲に營むべきに

不可無きは余か上に陳へたる所にて明かり、されど此等の論者か布教を目的として慈善事業を爲す者を排斥して、之を輕蔑し恰も偽善なりといふに至りては余は其意を知るに苦む試みに斯る論者に問はん、自己の信奉する宗教即佛教者か佛教を弘布せんと欲するは惡事なりやと、又問はん慈善的の事業を爲すは惡事なりやと、若し然らずは、其目的とする布教も善なり、其手段とする慈善事業も善なり、善の目的を達せんか爲に、善の方便を用ふ、之を如何ぞ卑劣なる偽善なりといふを得んや、昔は目的は手段を恕すといふ小格言あり又實行せられしを聞く、如何に世は進みたりとて、善事を爲す爲に善事を手段に用ゐる者を批難し排斥せんとするは、論者の誤解たるを免れざるへし、されば布教の方便として慈善事業を行ふものは、慈善夫自身を目的とするものと其間に輕重する理由は無かるべきなり

次に慈善事業も内に貯ふる信念より溢れ出たる事なるを要す若し然らざれば宗教者の事業としては左まで賞讃に價せずといふは餘り一概なるへし、信念より流れ出たる事業からは勿論結構なるには相違なし、然れどもかならず然るを要すといふは聊偏狹の嫌なきか、斯くの如き注文に合格する信者、斯る資格を有する慈善家は果して幾干を得らるべきや、理想のみ高尚なるは却て實際に益少き場合多し、論者の言或は然らざる無きを得んや、

されば余か見る所に據れば、此三者其積極的主張の方面より觀れば皆可なり、消極的排他の方面より察すれば何れも過誤

あらず、慈善事業夫れ自身を神聖とし目的として行はん事に努めよといふあるが如し、又或論者は曰く、宗教者の事業は内に貯ふる信念を基礎とす、敬虔なる信念を蓄藏するの人士が、一言一行は皆大悲の慈光の發露する者にして、自ら慈悲の行を爲る者之れ宗教家の慈善事業にして、斯くの如くならざれば未だ慈善の本旨を得たるものといふべからずと、余が見解に至りては此三者と合する點あり、又異なる點あり、要するに何れにても可なり、然れども何れも皆極端に走れるの説といはざるべからざるなり、次下に於て此三説に對して少しく批評を試みて、而して後余が見解を表白する所あるべし、

扱宗教家が自己の信奉する宗教を傳導せんが爲に其方便として慈善事業を爲すは可なり、然れども是にあらざるべし不可といふは誤れり、慈善其事を目的として慈善を爲すは人道の本義に稱へるもの、如何に宗教家なればとて之を斥くるの理由あるなし、姑く佛教家より見るも、佛道あるものは決して珍しき異を立つるの教にはあらず、佛道はもと人道のみ、然らざれば人間社會に用なきなり、人々咸く人道の大義を履踐し、慈善の心に住するに至らば、此婆娑即塵光の淨土なり、佛心といふも大悲に外ならずとせば、假令佛教を弘通せんとの心は其間に少しも存せずとも、慈善事業を爲す當体直ちに佛心の發現するものとすに何の不可あらん、此人即菩薩行を行する人といふべからざる理由有らんや、

又次に慈善は慈善夫れ自身を目的として行ふへしといふ説の

を含めるものといふへし、且や此三種の論者は慈善事業とし

いへば、何か通常よりも超え勝れて善事を爲す事の如き考あるは、余か憚焉たらざる所なり、此點に付きては余は慈善といふ名を好まず、斯る考を喜ばざる者なり、積極的超凡の慈善にあらざりて、普通に人間の守るべき義務と心得られたるなり、此考は高尚なり佛教の教理に據らずとも、泰西文明國に於ては業に己に發達し居るなり、超凡絶群の善事と心得る時は斯る大層なる事は、世間通途の仁義を守り、他人に迷惑を掛けぬ様に日暮をすれば足れり、其上更に慈善などいふ事は猶更結構なるべけれど、爲さずとも差支なしとして居るを以て、社會事業は進まず、感化事業は發達せぬなり、之れ余か大に憂ふる所なり、若し之れを以て義務と思考せんに、社會事業の發達せず世に無告の民多きは、人々か自己の自務を果さざるなり、如何なる人も自己の義務を果さざるは心に濟まぬ者なれば、進んで其義務を果すに力むべきは其處あり、去れば社會に對する義務といふ觀念の發達したる歐米諸國に在りては、固より小學校生徒より授業料を徴收せる事無きあり、されば廢疾等にて、身体上より就學する能はざる者の外は、學齡兒童に不就學者有るは稀なり、統計の示す處に據れば、國に由りて少差はありと雖も、概ね皆學齡兒童の就學者は百分の九十以上に上り居るなり、兎角慈善といふ考の失せぬ我國に在りては、未だ就學兒童は百分の六十位を示すなり、義務の觀念發達せる歐米に在りては、盲聾の教育は瘠き處へ手の届く程行届き居るなり、我邦は決して此等

の教育を爲すに誇り得ざる有様に居るなり、監獄事業、感化事業、育兒、救貧、出獄人保護其他百般の社會事業の進歩著しからざるは、他の事情が多々あるべしと雖も、一には慈善といふ觀念が兎角に先立ち、一人前の本分以上の善事を爲す如く考ふるの致すもの多きを知るべし、斯る觀念の盛なる間は到底高等なる文明國民といふべからざるあり、又眞正なる佛教徒の心得方にあらざるべし、余は切に望む、邦人が速に慈善といふ感念を捨て、社會に對する義務といふ念慮を増長せしめん事を、佛敎家に對しては特に此希望を大にぞ(未完)

社會の制裁

百目木智理

今世の人、一見率直にして昵近の想あらしむ、然れどもこれ皮相の見にして、彼等の胸中隠險なる毒刃を含み、不幸其術計に陥らむか、遂に害毒を全身に被り極うへがらざるに至る豈悚然として戒心せざるへけむや、口に道徳を云ふもの未だ必しも德行家にあらす、表に善美を裝ふもの、悉く善人にあらざるあり、若し夫れ一世の師範と目せらるゝの偉人に至りては、表裏玲瓏として一片の汚點を留めず、天地に俯仰して愧る所なく、悠々正道を濶歩して少しも疚しき所なし又何を表裏を問はん、

道徳の衰ふる必ずしも憂へずと雖も、道徳は社會を離れ、人類を遠かり單獨するものにあらず、道徳の興隆は社會の秩序を保ち、基礎を鞏固にするか故に、これか盛衰は一に社會人類の消長に關す、人生るゝや、獨り棲居するにあらず、父母兄弟、姉妹と共に室を一にし食を同くす、此を以て長幼の序

生し、孝悌の道始めて行はるゝなり、於是乎家族の制成る、小は一村の部落より、大は國家に至る迄皆此制によらざるはなし、遂に生存競争の弊起り、人類相互の制裁薄弱なるに、國家は法律を制定し、互に相冒すことおからしめ、以て社會の安寧秩序を保護するに至る、乃ち人は相欺くへからざるもの相守るべきもの、救うべくして殺すべからざるものたることは、意義簡明、何人とも雖も敢て疑を狹まざるべし若し一度此の綱紀にして紊亂を醸ひか、鬭争殺戮、詐偽掠奪各自の欲する所、其争ひや底止する時なけむ、噫道徳の興隆徳育の策振は社會一日も缺くへからず、人類の由て進むべき軌道なり、此の軌道によらず、正路に就かざれば、社會の存立は得て望むべからず、苟も人類にして安全に平和を保ち秩序ある社會を維持せんとすれば、先づ日常の進退動作、坐臥常住の末節に至る迄、最も細心留意すべきなり、大行は細理を顧みすと云ふか如きは是大なる誤謬にして、今日の社會は此等の人を容るゝ能はざるあり、政治家は動もすれば曰く國家の經綸を擔ふ策士たるもの何ぞ照々として末節に拘すべけんや、酒飲むべし、色は漁すべし賄賂何ぞ擇ばんやと、彼等は黄金萬能時代と稱し、黄金の前には膝を屈し、腰を折り、定見なく、主張なく、節操もなし、彼等の妻子は往々飢餓を訴るも、恬として豪も意に介せざるが如く、待合樓上獨り酒池肉林の豪遊を貪り、眼中曾て國家なく後に柱、左右に美人あるのみ、國家を賊し社會を紊すもの焉此等の輩に非るなきを得んや、今や社會の道義は地を拂うて去りぬ政治家と云はず、官

政

教

時

報

(七)

更と云はず、紳商と云はず、僧侶教師と云はず、滔々たる天下比々皆然らざるはなし

近時、三伏の炎熱金を鏢すの時、都門紅塵の裡にありて其暑に堪へずとして、山水明媚の地に向ひ避暑を企るもの、益々其數を増加せり、然れども紳士紳商と稱するものゝ如きは、其志既に青松白沙の間を徘徊し山高水長の風景に嘯き敢て神氣を養ふにあらず、只温泉旅館の一隅に墊伏し花牌を弄し賤妓に狎れ、半禽半獸の淺ましき行爲をなすに過ぎず、彼等は豪奢自ら誇り、到る所淳良なる風俗を破壊し由來山川明媚の地をして惡徳の種子を播布し其害を知るべからず、國民の游惰放恣如此ものあり事少なりと雖も決して看過すべきにあらず滔々たる流水も停滯して汚濁を來す、今や社會に正義の光りなく、至誠の聲なく、舉世昏昏として眠るが如く、病むが如く、社會の元氣全く消耗しぬ

洋の東西を問はず、時の古今を論せず、志士劍を提けて革命を唱ふる所以のもの、豈社會墜落の反響にあらずや、佛國の革命は何に由りて起りたるか、國民の奢侈、人心の腐敗、遂に革命を惹起したる一大原因にあらずとせんや、而も革命の由て起る所以のものは、社會の秩序破壊の時にあり、今の時にあたり革命を呼ぶは決して望む所にあらず、今日の革命なる者社會の制裁力を喚起するにあり、道義の廢頽は制裁の薄弱にあり、人心の腐敗は制裁の微力による、現今の社會果して制裁の功を奏すべきか

人あり、試に死者に對し小針を以て之を衝かむか、曾て紅血の

會報

近江

進るなし、況や刺劇をや、况や反響をや、彼は依然として死屍を横ふるのみ、是れ死者の死者たる所以なり、翻て我社會に向ひ、制裁の打撃を加へんか、何等の刺撃を生し、反響を起すべきか、社會は正に死者と同一の現狀を呈すらむ、噫社會は死したるか、亡びたるか、此際よく起死回生の大任を盡し、清鮮にして健全なる社會を形らむとするもの、果して何人の手腕に俟つべきか、噫

- 劍熊法話會 全會は數年前高島郡劍熊村の有志諸氏の創立にかゝり、爾來今日迄其永續を來せしは、會員諸氏の熱心の致す所なるべし、毎月相會し講話を開き會員の裨益する所尠少にあらずと、當時にありては會員の數僅に三四十名に過ぎざりしか今や百八十六名の多きに及び、尙進んで各村落に二三の支部を設けんとて、夫々準備奔走中の由、不遠支部の發會式を見るに至らむ、其會則左の如し
- 第一條 本會ハ劍熊法話會ト稱シ本部ヲ本村大字小笠路慈壽寺内ニ置ク
 - 第二條 本會ハ專ラ佛敎ヲ擴張シ忠君愛國ノ美風ヲ涵養シ佛ヲ慈善ノ學ヲ起シ國運ノ隆盛ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 - 第三條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達セシムル爲メ毎月二十日ヲ以テ會員一處ニ集合シ宗教、法律、教育、勸業、衛生、經濟等ヲモ智徳發達ニ功益アルコトヲ講談論議スルモノトス
 - 第四條 本會ノ旨趣ヲ擴張セシメンカ爲メ毎年一回大會ヲ開キ學識經驗アル人ヲ招聘シ説教並ニ大演說會ヲ開クモノトス
 - 第五條 本會ハ會員ヲ別チテ特別會員、正會員、賛助會員ノ三種トス(資格略ス)
 - 第六條 本會ハ會員費金ヲ以テ基本財産トシ郵便局或ハ名望アル人ニ預ケタシ

殖利ノ法ヲ設ケルモノトス
 第七條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク
 一 會長、一 副會長、一 協賛員、一 幹事、一 司計、一 庶務係
 但正副會長ヲ除クノ外總テノ役員ハ兼職スルコトヲ得ズ
 第八條 本會役員ノ職權左ノ如シ(略ス)
 第九條 本會役員ノ撰舉法並ニ任期ハ左ノ如シ
 一 會長副會長協賛員ハ正會員中ヨリ互撰スルモノトス
 一 幹事司計庶務係ハ協賛員ニ於テ員會中ヨリ撰出スルモノトス
 一 任期ハ正副會長ヲ除クノ外各一ヶ年トシ滿期再撰スルヲ得
 第十條 協賛員會ノ會則ハ別ニ之ヲ制定ス
 第十一條 本會ノ付屬トシテ婦人法話會ヲ設立シ専ラ婦徳ヲ養成スルモノトス
 但婦人法話會則ハ別ニ之ヲ制定ス
 第十二條 本會ハ正會員十名以上アル地ニハ會員ノ希望ニヨリ支部ヲ設置スル
 モノトス
 但支部ニ要スル規定ハ別ニ制定ス
 第十三條 本會員ニシテ邪師邪教ニ隨從スルハ勿論荷クモ本會ノ面目ヲ汚穢シ
 或ハ不正ノ行爲アルモノハ會員相互ニ反復シ忠告痛悔ノ狀ナキトキハ協賛
 員會ノ決議ニ依リ直ニ退會ヲ命ズルモノトス
 第十四條 本會ハ一旦退會ヲ命ゼラレシ人ト雖モ悔悟ノ狀顯著ナルトキハ協賛
 員會ノ評決ヲ經テ再ヒ入會ヲ許スコトヲ得
 但本條ニヨリ入會ヲナストキハ賦課ニ要セズ
 第十五條 本會ニ要スル實費ハ正會員ニ賦課シ徵收スルモノトス
 第十六條 本會ノ維持資金トシテ金員物品等ヲ寄附セラル、諸氏ハ寄附原簿ニ
 登錄シ本會ヨリ待ニ謝狀ヲ贈呈スルモノトス(以下略ス)

河 内

◎住道青年會の祝賀會 河内國住道青年會の發起にて
 去月十六日同會本部(三箇本傳寺)に於て内郡雜居祝賀會を執
 行せり今當日の概況を報せんに會場の入口には大綠門を設け
 之に佛旗旭旗を交叉し堂外には數百の紅燈に各籍盟國の國旗
 を附着したる者を吊し、種々の裝飾整ひ、而して午後二時を報
 ずるや間野關門師は衆僧を率ひて森嚴なる勤行を營み、次に
 正會員總代大川新十郎氏の詔勅奉讀、顧問員總代間野關門師

の御書立拜讀、贊助員總代西川要造氏の祝辭、大阪佛教壯年
 會總代石場前川兩氏の祝辭ありて式を終へ、更に演說會に移
 れり、新井徳水は(開會の辭)廣岡荷織(臺灣宗教談)本山特派
 の瀬味祐成(内地雜居に就キ佛徒の方針)等の諸師は熱心に辯
 せられ、最後に長田耕氏の音頭にて萬歳を三唱して午後七時
 閉會せり當日の聽衆は地方中流以上の人のみにして滿堂立錫
 の餘地なく大に感動の意を表し近來稀有の盛會なりしと
 因に云ふ、同會にては間野關門師か佛教の教理に基キ教育の
 勸語を敷衍したる講話を蒐り更に教育の勸語徳十と題する小
 冊子を刊行し廣く世の少年子弟に領つへしと云ふ、全會の規
 約左の如し
 第一條 本會ハ住道青年會ト稱シ住道村大字三箇本傳寺ニ置ク
 第二條 本會ノ目的ハ佛教ヲ信奉シ智徳ヲ増進シ謀ルニアリ
 第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 一 正會員十五才以上、三十才以下、二 顧問員借侶、三 贊助員三十才以上
 第四條 前條ノ目的ヲ達行セシメ左ノ事業ヲ舉行ス
 一 宗教、教育、法律、衛生、農工、商業ニ關スル談話會ヲ開ク
 二 慈善的事業ヲ爲ス事
 三 毎年一回總會ヲ開キ必要ニ際シ臨時會ヲ開ク
 第五條 本會ノ經費ハ會員ノ義捐金ヲ以テ之ニ充ツ
 第六條 本會ノ會計ハ河内銀行ニ依リシテ之ヲ經理ス
 第七條 職員ハ當分前條五名加議役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス
 第八條 前條ノ會務ヲ實行スル爲メ別ニ細則ヲ設ク

信 濃

◎佛教徒報國會 長野縣上水内郡富士里村にては、堀
 内大義、山田孝道、宮尾教戒、原山道春、柳原昇、玉井恭俊
 の各宗僧侶諸氏發企者となり、同村長佐藤和美氏を始め一村
 四百餘名の公民舉て賛成を表し、唯唯題號の如き會を組織し
 去月集會を催し將來の方針維持等に付き協議を凝らしたり

先第一着手として、同村佛性寺に於て演說會を開きしに近郷
 近在より續々來會し、滿堂溢る、斗りにして、會員交々出演
 し政教の關係佛教徒今後の覺悟等に付各得意に詳説したるを
 以て聽者をして非常に感動を與へしめ散會せり前途頗る有望
 なりと云ふ、創業は易く、守成は難し吾人は會員諸氏一層の
 奮勵を望む

越 後

◎中郷佛教會 中頸城郡中郷村の全會にては去月十七日
 同村覺願寺に於て夏季例會を開きしに、會するもの百三十有
 餘名、午後一時開會尾崎僧顯、高水淨觀兩氏の演說あり、次
 に渡邊氏の紹介にて、佐々木靈雲、武田惠教の兩氏交に昨今
 宗教界の大問題たる政教關係等に付、滔々詳論せられ、會員
 諸氏をして傾聽せしむるに至らしむ、終りに再び尾崎氏の法
 話ありて散會せしむるなり

磐 城

◎磐城佛教同盟會 今回同國中村町、原之町兩町の青
 年有志發起者となり題號の如き團體を組織せしに付當本部に
 向て之か連絡を申込ぬ、東北の教界萎靡として振はざるの時
 に當り、本會の起るを見る、吾人は大に賀すると共に、益健
 全に發達せられんとを望むや切なり、該規則を得たは左にか
 しけん、

第一章 總 則

第一條 本會ハ眞宗二諦相依ノ宗教ヲ擴張シ忠君愛國ノ美風ヲ涵養シ傍ラ慈善ノ
 舉ヲ起シ國家ノ進運ヲ助ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ佛教青年者ヲ以テ組織シ盤城佛教同盟會ト稱シ中村町正西寺内ニ
 設置ス

第二章 役 員

第三條 本會ノ目的ニ賛同セラル、人ハ何宗ヲ問ハス入會ヲ許諾スベシ

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一 總理員一名 會長一名 副會長一名 幹事七名 會計三名 書記三名
 二 評議員
 第五條 役員ノ任期ハ各一ヶ年トシ滿期再撰スルヲ得
 第六條 總理ハ本會一切ノ事務ヲ統轄シ會長以下ヲ監督シ各其分任ヲ盡サシム
 第七條 評議員ハ本會ニ關スル重要ノ件ヲ評決ス

第三章 事 業

第八條 本會ノ目的ヲ達セシメ左ノ事項ヲ舉行スヘシ
 一 毎月一回一日法話會ヲ開ク 但シ陽曆五月六月十月十一月ハ休
 會トス
 二 春秋二季又ハ臨時ニ高僧若クハ學識名望アル人士ヲ招聘シ演說及法話
 會ヲ開ク
 三 有益ナル佛教雜誌ヲ購求シ會員ノ閱覽ニ供スル
 四 政教問題ヲ研究シテ政府ヲシテ公認教制度ヲ立テシムル
 五 社會問題ヲ研究シテ慈善事業ヲ起シ社會改善ヲ企圖スル事

第四章 會 員

第九條 本會々員ヲ分テ左ノ四種トス
 一 名譽會員 特別會員 正會員 賛成會員
 第十條 名譽會員ハ名望アル流徳堅固ノ士ヲ推舉シ特別會員ハ一ヶ年金額圓以
 上ノ推得資金ヲ納ムルモノトス
 第十一條 正會員ハ會費トシテ毎月金五錢ヲ納出シ賛成會員ハ會費ヲ要セザル
 モノトス
 第十二條 會費ハ確實ナル銀行へ預ケ置キ必要アルキハ會長ノ認印ヲ受ケ之ヲ
 受取モノトス

第五章 會 議

第十三條 本會ハ必要ナル場合ニ於テ臨時總會又ハ役員會議ヲ開クヲアルヘシ
 第十四條 會長ハ毎年々末ノ會日ニ於テ會費ノ收支決算ヲ報告スルモノトス

第六章 雜 則

第十五條 本會ニ入退會セントスルモノハ住所氏名ヲ詳記シ本會ノ承認ヲ受ケ
 第十六條 本會々員ニシテ其体面ヲ汚スノ行爲アルモノハ評議員會ノ決議ニ依
 リ除名スルヲ得

第十七條 會務執行ニ關スル細則ハ役員會ニ於テ是ヲ定ム
第十八條 本規則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレバ變更スルヲ得ス

社 會

●新條約實施に付て訓告 愈新條約も實施の運びに至りしに付き、東西兩本願寺及び眞言宗に於ては、其末徒一同へ心得方を訓告せり、即ち本願寺派のは 末寺 一般

條約改訂は源を維新の宏謀開國の國是に發し實に官民積年の宿望たり明治初年以來 朝廷は幾多の經費規畫を盡させられ今や全く其功を竟へて之が實施を見んとし辱くも之に關する 大詔を煥發せ給ふ國家の光輝斯に發揚し國民の福利茲に増進す帝國臣民たる者誰か 聖旨を奉戴して恪謹事に従ひ以て新條約の効果を完からしむる所以を思はざるへけんや乃ち常に眞俗二諦の宗義を遵奉する我門未僧俗に在ては殊に心を竝に用ひて拳々 聖勅の趣旨を服膺し信義を敦くし交誼を重じ苟も國民の品位を失墜し國家の威信を毀損するなきとを努めざるへからず今日の盛事に遭ひ 聖恩の萬一に對へ奉る所以の道蓋し此に出てす若し夫れ固陋頑冥一時の感情に驅られ其言動を粗漫にし其舉止を卑野にし其結果施て國際和好の圓滿を礙るか如きことあらんか 當に國家の罪人たるのみならず亦た宗門の罪人と謂はざるへからず而して此際特に最も慎重を要すへきは宗教上の感情に對する注意なりとす信教の自由は帝國憲法に於て我臣民に許與せられ新條約亦た之に本り締盟國彼我人民が良心及禮拜に關して享受すへき權利を確認す我門未僧俗に在ては本國に在ると異郷に在るとに論無く宗義を奉守し宗規に

格遵すへきは勿論なるも信仰を異にするの故を以て外人の享受すへき權利若くは便宜に對し妄に妨害を試み信義を失するが如きことあるへからず大法主殿常に憂慮を茲に注かせる門末たる者深く尊旨の在る所を體し益々慎重を專とし國家及宗門の爲め進て其本分を盡さんことに努られよ 明治三十二年七月八日 執行長 梅 上 澤 融

又大谷派の訓示は、石川參務より各地方教區の委員に向けて發したるもの即ち 政教關係の分際を明にし之が制度の確立を希望し之が目的を貫徹遂行せんには先づ派内の一致協同を鞏固にし本山の趣意に從ひ同一の進路を取るより急なるはなし而して各宗合同提携以て政府或は帝國議會に請願すべき場合も可有之 曩に本派管長本願寺派管長天台座主眞言宗長者南禪寺派管長方發起として京都に於て臨時各宗管長會議を開設し其結果七宗派の管長方總代と爲り別に選任せる七名の委員と共に議決の條件を携へ目下政府に對し交渉中に有之就ては本山に於ても本年二月十一日の御親示の御趣意に基き書立を制し一般御門末に知悉せしむべき爲め地方に披露致居候場合に有之候抑も書立の趣意を貫徹せんとするに付ては其主旨とする所を明にし之を確守して一定の針路を取らざるべからず况や柔情を以て老成とし退縮を以て慎重を糺ふが如きは宗門の蠶なり宜く戒慎して而も進取の策を振ひ宗教者の面目に於て耻る處なからんとを要すべき事に候故に左の項目指示に及候條國恩佛恩に奉答するの赤誠より漫に異を立て新を競ふの舉動を慎み流言巷説に惑はされず着實の行爲を以て一層成功を期するの覺悟可有之段及内訓候也 明治卅二年七月十七日 特別教務局長 石 川 舜 台 指示項目 一、法治國たる以上は宗教獨り法律なくして止むべからず此法律は帝國の歴史に據り文明國の成典に則り公認教を

以て適當なる制度を認む公認即公法人と規定せらるゝの制あり是を我教の定論とす 二、内地雜居ならざるも猶人道の當然として外人を排斥するが如き云爲あるべからず况や内地雜居互に親厚を修すべきの時に於てをや况や苞受して別なき我佛教に於てをや宜しく外人と親睦して國民の品位我教の氣格を傷くるが如きことを慎むべし 三、前二項を實行するには互ひに相戒め相奨め眞俗共に忠孝を以て其常徑として協刀同心の方法を定め翼贊の實を擧ぐるを期すべし

また眞言宗の訓諭は左の如し 條約改正の大事全く完成を告げ外國人の内地雜居亦將に來る十七日より實施されんとす蓋し維新以來朝廷は常に聖旨を此の改正に運らせられ臣民亦此の聖旨を奉して經營せる結果漸く國家を擧げて祝賀すへき斯の盛事に達したるなり就ては爾後外國人殊に外教牧師の内地を徘徊する者頻繁を加ふへし然るに万一同信仰の別風俗の異より彼我の衝突を來し謂れなく彼を侮蔑し若くは彼れか自由を妨害する等の言動有之候ては自然國際の和好を傷くるに到り佛教徒としては甚た以て慚愧すへき所爲に候條教師たるものは克く此趣旨を了し檀信徒末々迄一層懇諭致置き不心得の輩出でざる様深く注意すへし此段特に訓令候也 眞言宗長者大僧正 三 神 快 運

●各宗管長總代と内務大臣

佛教各宗管長總代の中 大谷光尊、森田悟由の二師は日野義淵、弘津説三の兩委員を隨へ去る六日午後二時内務省に出頭したるに西郷内務大臣は四氏を大臣室に延き小松原次官、斯波社寺局長と伴に面會したるを以て兩管長は乃ち左の書面を大臣の前に呈出し尙ほ口

頭を以て其趣意を演述したるに大臣は宗教法に關しては目下致々調査中あるも内地雜居の準備多端にして力を専らにする能はず大體の方針と雖も未だこれを内示するの運びに至り居らざるに付此際佛教各宗に於て何等かの意見もあらは當局者に向ひ遠慮なく披陳せらるる様致し度しと云ひ兩師は其旨を領したる上、更に總代各宗の委員等を大臣に紹介し其儘引取りたる由なり 各宗總代管長より呈出せし申請書(列名は開宗順に據る) 近日條約改正實施相成候に付佛教及其他の宗教に對する御方針は既に御治定相成候儀と奉存候就ては此際納等門末及檀信徒取締上心得置度候條委曲御明示相成度此段特に申請候也 明治卅二年七月六日 佛敎各宗派管長總代

- 天台宗座主 中山 玄航
- 眞言宗長者 三神 快通
- 臨濟宗妙心寺派管長 小林 宗補
- 曹洞宗管長 森田 悟由
- 眞宗本願寺派管長 大谷 光尊
- 眞宗大谷派管長 大谷 光瑩
- 日蓮宗管長 岩村 日籬
- 内務大臣候爵西郷從道殿

●大谷派新法主の北海道巡錫 大谷派本願寺新法主 大谷光演師は去月二十七日東京を出發し北海道巡錫の途に上

らる先づ四日間 函館に滞在し同別院の慧燈大師四百年忌法要を親修し室蘭旭川支院深川屯田兵營樺戸を経て札幌別院に到り同別院同法要を親修し四日間滞在し小樽、鹽谷、餘市、岩内、壽都、落部の沿道各地を巡教して大野村より江差に出で同別院に於て三日間法要を修し再び函館を過ぎて青森に渡航し青森を始め沿道各所に巡錫し本月下旬には東京に引返へる趣きにて隨行は谷准參務、太田内事局長、立花祿事等なり而して今回新法主巡錫の理由を聞くに明治の初年政府は蝦夷の稱を廢して北海道と改め開拓使を置き拓殖の業を起し移民を全國に募りしに荒蕪無人の境土到る所瘴煙猛獸の危難ありしを以て之に應ずる者甚だ稀少なしかば朝議に依り勅旨を大谷本願寺に下して蝦夷開拓の事を奨励せしめられたり是に於て當法主大谷光瑩師は勅を奉じ海濤を凌ぎ山險を蹈み榛莽を披き曠野を經新たに札幌山鼻に別院を創建し更に函館より札幌に到る數十里間に新道路を開き之を本願寺街道と稱し且つ加能越を始め北陸東山の諸國に向て移住民を勧誘せしに應募する者外に多く漸々今日の狀を呈し移住の卒先者は何れも相當の産業を營むに到れり是等の緣故を以て北海道には同本山門徒多く當法主を渴仰するの念深くして今回其の巡教を請ひ止まざるも目下法主は政教問題海外布教等の急務多く少閑を得ざるにつきこゝに新門主は代りて巡錫するととなりしよしにて昨年同地札幌別院住職に補せられし連枝超眞院大谷瑩温(當法主五男)師も今回新門主と同伴して同地に赴任するよし

●高田派新法主 常盤井鶴松師の事は本誌屢報道する所

なりしが、愈去月二十四日横濱港へ着港せられ、其翌二十五日午後四時五分新橋停車場へ無事安着せられたり、當日は豫て準備に怠り無かりし事とて、同派の道俗は皆旗押立て整列して歡迎し停車場内は勿論其附近一圓立錫の地も無かりき、當日出迎の重なる人々は、同派老法主常盤井堯熙、本願寺派法主大谷光瑩、大谷派新法主大谷光演の三上人、徳川九條兩公爵、近衛公爵夫人、其他親族の方々なりき、又青年佛教徒は大に同師に望を屬する故にや、宗派の別なく、歡迎に出たるもの最多く皆欣然として希望を満足とを以て迎へたり、猶同師は暫時休憩の上直ちに實家近衛公爵邸へ赴かれたり

●内地雜居後の注意 内地雜居は愈實施せられしも

直ちに津々浦々まで多數の外人が入り來りて、内地人と稱せ並へて住居する者にもあらず、去りて多少の外人は内地へ入り込むは自然の數にして又余輩の望む所なり、然るに地方村落に在りては、東京の如き大都會とは異にして、隣保の交際親密にして萬事親切なる代りには、種々の仕來舊例等ありて隨分知らざる新來の外人等に取りては面倒なる事も少からず隨て知らず知らずの間に内外人感情の衝突を惹き起し、遂に構事の種子を時く如き事ども無しとは限られず、斯る間を相方の感情を和け圓滿なる交際を遂げしめ行くは、宗教家か任して以て盡力すべきの地なり、此點に付ては神佛耶に拘らず、其責任を同らすと斷言するに憚らず、今後は各宗教共に此等の點に注意して説教に演説に説き示され度きものなり、

周鳳禪師が善隣國寶といへるもの、一言にして此間の消息を言ひ盡せりといふへし

●慈善財團規則草案決議 大日本佛教慈善會財團に

ては去廿一日午前九時より第一回招待の篤志門末と同團創立準備委員との間に於て協議を凝し同規則草案を決議せしが其重なるは左の如し
一 同財團は三十萬圓を以て設立し爾後滿七ヶ年間に四百七十萬圓を増殖募集し豫算總計五百萬圓に至らしむる事
二 財團本部を資本部と改め理事員五名を五十名とし第一回招待の篤志者を以て悉く理事となす事而して理事長及び常務理事は總裁大谷法主に於て理事中より特選する事
而して常用に收納金の三十分一以下とありしを四十分一以下と改めたるよしにて名古屋東京篤志招待の景況を見たる上にて財團發會式を舉行する筈なるが多分九月初旬頃なるべしと右協議を了りし後對面所にて饗應を受け午後一時頃退散したるよし

●宗教と教育 過般文部省が高等教育會議に諮詢せし私

立學校令は固より缺點無きにあらず、其内 最世論の露々なるは宗教に關する規定に付てなり、此點に付て余輩の意見は己に略述へ置きぬ、爾來猶朝野の間に議論 喧しく、遂に法制局に於て或る條項を削りたりとて、文部省との間に行違を生し、種々面倒ある交渉もありたる上相談も纏まれりとの話なれど、學制研究會にては豫て宿題と爲し置きしが、愈々否決せりと、依りて伊澤脩二氏は右の決議を齎らして文部省に出頭し、又同會々長子爵長岡護美氏より建議案を出せりと是等

は教育宗教上に關する少からざれば、左に掲げて示すへし

●耶蘇教會堂に對する課税問題 新條約實施と共に

居留地制度撤去せられしに付て、京橋區に於ては築地なる外人に家屋税を賦課せんとするに當り、耶蘇教會堂に對しては如何にすべきやの問題起り、甲派は神社佛閣同様に除税せんと唱へ、乙派は教會は寺院と比すべからずして唯説教場に比すべきものなり、已に説教場に對し 課税し居る事なれば教會堂にも課税するは當然の事なりと主張する由、今後全國に於て續々斯る問題の起り來るべし、去れば一地方の隨意にするよりは、中央政府より方針を示す事肝要なり

●女子教育 維新以來三十餘年、社會は進歩せざるに

あらずと雖も猶々口の世なりと見ゆ、世間には婦人論最盛にして、女子教育の必要は都鄙皆之を認む、文部省も此機を察して、曩に高等女學校令を發布せり、爾來幾閱月、未だ一校だに其増設を聞かず、知らず、邦人眞個に女子教育の必要を知るや否や

●教育の發達と地方的感情

彼地に遊へる人に聞く
に英京倫敦には、學生間に一地方的會合あるなしと、然るに
我東京には大學を始め各學校に在る者、各府縣各國各其地
方の會合を有せざるなし、甚しきは縣と國と藩と郡と是等
の關係に付き各々會を組織し、何れの會にも大抵同じ顔か寄
り集るといふは珍らしからぬ事なり、封建の餘習に由りて然
るものか、見よ此等の地方的感情か如何に教育上に影響を及
せるかを、中央の視學局が廢せられて、地方に高等視學官の
設けられしは、此感情の發露にあらすや、大學高等學校の引
張り合の如きは此感情に制せられたる議論ある事は論ずし、
此感情も強ち悪ししとはあらず、然れども、感情はもと極
端に走り易きものなり、注意せざれば中道を過ぎ、遂には教
育上に害を及ぼすに至るべきなり、かの高等學校建設を争ふ
や可し、寧ろ今一層奮發して、各一校を設くへし、かの大學
を新設せんと引張り合ふ如きは寧ろ感情に走り過ぎたるもの
なり、斯る資あらは進んで既設大學の設備を完全にせん事を
力むべきなり、徒らに學校の數を増すも益なきのみ

●高等視學官會議

之れが結果として多きを望むへか
らざるは勿論ながら、又些益無きにはあらずるへし、殊に今
回は同官設置以來初めての會議なれば、之れに由りて事務の
方針等も打合せ、略均一の歩調に出づる基を爲しを得へけれ
ば、當局者は慎重に審議して會議の奏功を大ならしめん事を
務められたし、

●自由黨の外教徒收攬策

基督教者たる片岡健吉氏
は京都同志社長に當選せしも、同氏は衆議院議長として自
由黨の代表者なれば、同氏にして耶蘇教徒の養成所たる同志
社の社長を兼ねるに於ては、自然自由黨と外教の關係を政教
合一主義の帝國黨に誤解せしめ、佛教信徒等の感情を害する
恐るるを以て、片岡氏は社長を辭退したるも、内地雜居後、
自由黨か同志社と密接の關係を置くも亦得策ならめど、片
岡氏は其後輩たる、西原某を社長に薦め自ら影武者となりて
追々外教徒收攬策を廻らすこととあしたりと云ふ、長老議長
の片岡氏にして此事ある、固より怪むを要せずと雖も、獨り
佛教家の政黨に何等の縁あるか如く言ひ觸らし譯もなく非
難しかから、却て其れ自身か邪教と惡縁を結び表面上超然と
してすまし込には驚入るの外なし、人は誠に得手勝手の動物
なる哉

●政教俱樂部發會式

兼て噂のありし政教俱樂部
愈々事實となりて、去月二十一日午後一時半より神田錦輝館
に於て發會式を擧げたり、加藤熊一郎氏開會を報し早川龍介
氏を座長に推せり、早川氏着席、榊東正彦氏同俱樂部の趣意
書並に概則を朗讀し、終て常務委員に岡部伊三郎、加藤熊一
郎、清水文二郎、五十風光龍、榊東正彦の五氏を選擧し、兩
陛下の萬歳を三唱しこれにて式を終へ、次て數番の演説あり
て無事散會を告げぬ、聴衆の少數に見受たるは時節柄の爲め
なるへし、今其趣意書を左に掲げん

●雜俎

各料卒業者は、無試験にて師範學校、中學校、高等女學校の
教員たることを得る旨認可せられたるを以て、廣く入學者を募
集する由、大槻如電氏は國体上より洋教を不適當とする面
白き意見を發表せり、其一節に曰く

彼か理として説ける一夫一婦の教旨は、之を我國に行ふべ
からざるなり、若し洋教を信する者にして、其天理を崇奉
し果して之を我國に實行せんとせば、知らず識らず、國賊
亂臣の中に陥るの恐あるべし云々、

●久しく社會に名を忘れられし岡本監輔氏は、深く東洋の時
事に感ずる所あり、得意の漢文を以て論述したるものを、今回
鐵鞭と題し、不日梓に上せ、世の志士に訴へんとすと、知ら

先づ何人の頭上に向て、鞭撻せらるゝや、●政教俱樂部の
生れたるや甚たよし、只吾輩の憂うる處は、政黨の喰物とな
り、先捧となり、利用せらるゝにあり、宜しく諸子の一顧を
煩さむ ●政治は之を嚴文に譬ふべく、宗教は之を慈母に譬
ふべし、父母和合一致して能く其家を齊ふが如く政教相一致
してよく其國を治むるを得べし、只夫れ一致にあり、決して
混淆紊亂を許さざるなり、とこれ大帝國記者の言、盲目記者
の多き世の中に、此言をさく稍々快とすべきなり、●先年大
谷派の革新を以て天下の志士を糾合し一時全國を震撼したる
所謂白川黨の先輩諸兄、頃日京洛の地に會すべしと傳ふ、諸氏
か舊草廬に會し團樂睦を交へて往事を語るに際し、懷舊の熱
涙は潸然として衣襟を濕はし、千萬無限の感慨は如何に胸中
を徘徊し、泣かんと欲して泣かざるものあらむ、京洛由來風
光明媚絶佳と稱す、知らず當年の山川猶依然としてよく諸氏
を迎ふるや、否や、時正に盛夏三伏金を鏢かすの候、幸に諸氏
の健全を祈る

雜 錄

第八回佛教夏期講習會概況(越前敦賀港)

時正さに三伏熱炎か如く紅塵千丈都門の風物益人をして俗
了せしむ加ふるに精神界裡俗情紛々日夜送迎に閑なかしめむ
とす誰か一服の清涼劑を授けて心身を爽快たらしむ、此時に當
りて佛教夏期講習會は越前敦賀に開設せられたり、夫れ敦賀
の地たる、東に金崎の丘陵崛起して長古忠臣の孤節を想見せ

しめ、西に松原あり十里の白沙萬株の青松相連りて長へに浪士の英魂を留む、且つ灣を隔て、常宮と相對して神后征韓の威烈を回憶せしむ、而して會堂萬象閣は恰も其中央海濱にあり、青山綠水玻窓の下に集り、萬里の雄風面を拂ひ、而して二句の講徒人をして微妙の法水に浴せしめ清涼の徳風は心中の煩悶ヲ滌除し去る、况んや菩提の花、真如の月、其折るに任せ、其觀得を放しせしむるに於てをや、豈快ならずや、會員の雲集するもの二百六十名若し地方會員を加へ來らば三百名を踰ゆるに至るもの亦宜なりといふへし且つ會員相互の交情和氣霽々たるを信念の修養に盡したるに至りては一段の進歩と謂はざるへからず、若し其詳細なる記事を臚列するに至らば本誌余白の能く盡す所にあらず、乃ち之を講話習に譲りて其概況を報せむかな

●開會式 七月十二日午前九時之を講堂萬象閣に行ふ來賓三百名、洋々音樂起り君か代を三唱し威儀を正しくして禮讃文を誦し近角幹事開會の旨趣を述べ其意に曰俗言に云はすや家は第三代に至りて起り第八代に至りて再興すと而して講習會正さば第八代に當る今年の成績如何は講習會の將來を卜するに足る、冀くは鞠躬盡瘁互に心を信念の修養に須む、一年之を進歩せしめ遂に之を永久に傳へ、講習會の回數を以て明治新佛敎の年紀を數へしむると往昔安居の數を以て佛滅の年數を紀せしか如くならしめんと終りて地方委員總代清溪豐禪氏三田村其十郎氏會員總代及び來賓總代敦賀郡長徳山繁樹若越新聞記者伊藤百助氏の祝詞あり又祝電數通を披露し次に出雲路善祐氏熱心に答辭を述べ式終りて島地黙雷講師の講演開始あり終りて茶話會を開き席上江村講師の講演あり諧謔人の願を解かしむ茶話の饗應ありて十二分の歡を盡し萬歳を三呼し來賓には樓上に於て午飯を供して解散したり此日敦賀全市戸々旭旗を翻へして祝意を表し式亦頗嚴肅を極む而して當日南條文雄博士の送られたる祝文は左の如し

まても今後は朱仁聰の如き者の續々來寓すべきは掌を指すよりも明かなり故に源信寛印二師の如き博聞強記にして且つ深信篤行の人を得んと欲すること今日より急なるはなし十有四月萬象閣上雲集の諸友は諸講師の講演に依て益大法の蘊奥を究め或は靜坐或は談話以て妄念を遮斷し以て信仰上の經驗を明了にせられは其益果して如何そや實に欽羨の至りに堪ぬざるなり嗚呼世人薄俗功利に汲々として共に不急の事を諍ふの今日にして此清淨無我の一團あり眞に人意をして強からしむるに足れりと謂ふべし時正に蒸暑身心強健にして均しく大法の爲めに力を盡くされんことを期す文は意を盡さず略して爲法の衷情を陳じ以て祝辭とす
明治三十二年七月六日
長崎市に於て
南條文雄再拜

●講話 講師の整頓せる本年の如き稀に見る所今其講本と講師を列舉せむか、島地黙雷師は教行信證大意を講して眞宗の組織を辨し江村秀山師は古賢の要言を蒐輯して之を講し、權田雷斧師は菩提心論解題の名の下に眞言の骨目を示し藤島了穩師は政教關係論を辨して公認教を主張し清澤滿之師は破邪顯正の題を以て獨得の宗教哲學の蘊奥を叩き奥田貫照師は始終必要を辨して諄々として台宗の要義を誨之前田慧雲師は日本の天台を講し、大内青巒居士は維摩經佛道品を講して居士宗教の本色を辨し脇田堯惇師は日宗の本尊を講し村上專精師は佛敎我觀論と題して「我觀」の發達を詳論し釋宗演師は洪川老師の手に成れる禪海一欄三十則を提唱せられ大槻如電氏は獨得の老子を講せらる而して會員熱心に謹聽せる本年の如きは鮮し

大日本佛敎青年會事業の一たる夏期講習會は已に第七回に達せり而して本年は越前敦賀港に開設すること、なれり越前は余が本籍の在る所なるが故に會期中は出席して講習會旋諸友の後に從はんを期せしこと日あり然るに頃日敎用を得ず遺憾の至りに堪えざるなり故に聊か筆を以て舌に換へ鄙意を述べて祝辭に代へんとす

蓋し敦賀の地たる四通八達東西北陸の要路に當り氣比金崎の二大社あり武田耕雲齋等の墓ありて古今の史實に乏しからざるのみならず我佛門の先徳と海外人との敦賀に相會し其先徳をして徳輝を放ちて外人を服せしめしが如きは余輩の最も玩味すべき一話なり玄智若瀛の七高僧傳の第六祖源信和尚の下に出でたり之を演譯すれば左の如し
正曆年中に宋の朱仁聰と云へるもの船を泛べ來りて越前敦賀港に寓せり仁聰は學内外に通せりと傳へたり源信和尚は弟子寛印と俱に往て仁聰に會見せり其時仁聰は壁間の畫像を指して此は婆珊婆演底主夜神にして海の厄を護られんが爲めに奉持する所なり二師知れりやいなやと云へり源信は華嚴經の中に善財童子が讚歎せし偈あることを記憶せられし故に直ちに筆を執りて其畫像の上に見汝清淨身相好超世間の二句十字即ち汝の清淨身を見るに相好世間に超えたりと云ふ前半偈を書して弟子寛印を顧み汝之を繼げと云はれたり寛印則時に如文殊師利亦如寶山王の二句十字即ち文殊師利の如く亦寶山王の如しと云ふ後半偈を書せり仁聰は之を見て二師の吐騰即ち腹中は是れ大藏經の函なりと大に驚歎し即ち二個の椅子を設けて之を屈請し且つ國産を奉せりと云ふなり
此事は享保中釋智哲の撰せし慧心院行實に據りて之を擧ぐるもの、如し余は幼時以來此逸話を聞き屢人に話せしことあり今や改訂條約實施の期は數日の間に在り而して敦賀の如き内外船舶の出入する所は固より言を待たず各地に到る

●演說會 公開演說を開くこと其區域頗る廣く其回数亦多し敦賀に於て開會すること前後八回必ず講師之に臨む聽衆の出て、熱心に來聽する頗る感とべし而して嶺北は武生、鯖江、福井金津、三國に至り福井の如きは大演說會二回を開き聽衆四千人に至る中山地方の如きは閉會後に會員出張し又若狹地方の如きは三方小濱高濱に及び僅かに二週間たりと雖法雨の濕ふ所頗る大なり

●軍隊布教並に監獄敎誨等 敦賀聯隊の爲め特に軍隊布教を開くこと二回前回は權田島地二師後回は村上宗演兩師而して小濱に於ては大内居士は特に希望に應じて監獄を巡回して敎誨を施し且つ又婦人會發會式を行へり

●教育講習會 敦賀郡教育會の請に應じ同地小學校に於て全郡教員并に教育會員の爲めに講習會を開けり文學士近角常觀氏は宗教哲學を會我量深氏は倫理學を和田鼎氏は史學斷片を理學士石川成章氏は地質學を文學士有馬祐政氏は教育學風の變遷を大槻如電氏は一場の講話を演せり

●信仰經驗談話會等 本年は最も力を此點に用ゐる考なりしか地方に於ける演說會の多きが爲め講師に請ふて力を之に専らにせると能はざりしは遺憾とする所なり然れども今年には會員寄宿舎十三軒ありて何れも各宿所に於て睦を交へて親密に之を試みたるもの多し、而して大會を開くこと二回島地權田奥田清澤諸師の經驗を聞くを得たり會員亦熱心に述べらるものあり萬象閣樓上織月眉の如く西山に落つるの時燈下胸襟を披きて相語る其快言ふへからず特に宗演師の如き靜坐を授けらるるの約なりしか日子なきを以て二三之を實行せし人あれど一般として來年を約して分るること、なれり、蓋し信仰經驗談は各自の修養には最力ある、の庶幾くは今後大に之か發達を期せざるへからず

●運動會等 十八日之を舉行す和船六艘舳舻相啣み舩を叩きて常宮に至る常宮は神功皇后征韓の時績を解かれしとてス神社あり神后を祭る古鏡あり是當年の物なり、風色明媚景描くか如し、着して直ちに短艇競漕七回を行ひ勝者賞を受け角力數番喝采湧くか如し次に海岸の拜殿に茶話會を開き福引を行ひ終りて名所鸚鵡石を探り晚涼に乗して歸途に就く開會中の一大活動委員諸氏の勞謝するに餘あり特に地方有志の準備整頓せるものあり短艇三艘を備へて自由に漕ぐに任せ又海水浴の設備あり講終れば去りて海上に遊ぶ實に快絶

●開會式 二十五日之を行ふ式は開會式に同じ出雲路善祐氏閉會の辭を述べ大内居士の演説あり脇田師徳山繁樹氏地方委員戸澤春堂師松原彌之助氏等祝詞を陳へ石川成章氏答辭を述べ樓上茶話會を開き近角幹事謝辭及離別の辭を述べ各來年を期し萬歳聲裡に敬解を告げたり

●紀念 今回の講習會の爲め地方に於ける有志の熱心一方ならず長く其感化を保ち益地方の佛教を振興せむかため敦賀に於ては法喜會(會名未定)嶺北に於て佛教同志會を開く計畫にて其主義は青年會と全様にて且つ釋尊降誕會を行ひ又慈善事業を起し、特に内地雜居の爲英語の研究より改宗するもの多きを以て佛教主義の英語教授所を設けむとする如き計畫あり又嶺北の如きは一週間つゝ年々講習會を開く計畫あり又若州は敦賀と合併して之を起すなるへし何れも吾人は大に歡迎し長く聯絡して其發達を禱ふこと切なり

●感謝 第八回夏期講習會は此の如く會員に十分の満足を得

與へ地方に感化を殘すことの大なるは佛陀の冥祐によるとは雖諸講師の熱心なる誘掖と敦賀嶺北若狹有志諸彦贊襄の結果たらずんばあらす茲に謹て感謝の意を表すと云爾

合 音 秦 敏 之

奥村五百子傳 秦 敏 之

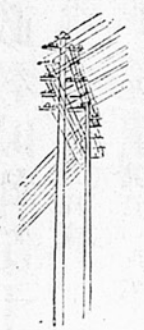
年の齡は五十の阪を越したらんかと覺しく、色黒く、眼大く、聲鋭く、背は通常の婦人より高く、口を開けば政事を論し外交を語り、情激するときは如何なる貴人の前をも憚からずして舌を打鳴し他を罵る、之を縦より見るも又横より眺むるも婦人らしき相たの見難きは奥村五百子女史なり、されどその念佛を唱へなから、佛の教を信したればこそ妾は死を決して國家の爲に盡すことを得るなれど佛徳を讃歎する有様の殊勝さは、さすがに婦人の天性を顯はし、他をしてその柔和の徳を慕はしむるものあり、女史の交はる所は海陸軍人に多く、貴族に多く、政治家に多く、又婦人よりも男子に多し、若し天下にお轉婆なるものを求めば、又奥村五百子はお轉婆はあらざるべし、われ婦人のお轉婆を嫌ふこと甚たしと雖も、奥村五百子女史のお轉婆に至りては、到底之を非難する能はざるなり、之は女史のお轉婆は只國家に對する忠義の情より迷し、人類に對する慈悲心より起るものなればあり、數年已前、亡命の韓客十數名、我國に流寓して始んと衣食に窮乏たるにあり、當時我國民の朝鮮に對する感情は全く冷たかりて、又之を顧みるものなし、韓人等殆んど飢餓に逼らんとす、女史奮然として曰く、噫我國二千萬の男子あ

り、貴顯豪富、車馬を驅り酒色に耽りて又國家を顧みるの逸なし、抑も朝鮮の地と我國とは實に唇齒の關係あり、之をして獨立せしめ、之をして我國と相懸らしむるに非ずんば、我國は到底平和の境を維持し難きに非ずや、然らば亡命の韓客の如きは大に之を助けて可なるに、我國民の薄情なる、殆んど朝鮮を忘れたるが如き、よし二千万人の罌丸あるものが一人として之が爲に立つものなきあらば、及ばすながら此老婆一人の力にて之を救はんと、先づ韓人を招きて之を同宿し、その衣服を與へ其食料を分ち朝野紳士の間に奔走して義捐金を募る、世人其至誠に感じ、遂に女史をして其目的を達せしむることを得たるは、當時諸新聞紙上に掲載せる所にして、世人は今尚之を記憶すべし、當時諸新聞紙は與村女史の義舉と題して只女史が亡命韓客の爲に奔走したることのみを記し、女史は全身を捧げて亡命韓客の救護のみに盡力せるもの、如くなしたれども、當時女史の東京にありしは、別に一大目的ありしなり、即ち朝鮮内地に入りて實業學校を起し、朝鮮人をして經濟思想を起さしめ、朝鮮をして其國富を増進せしめ、その蒙昧を開いて文化の境遇に導かんとは是れ實に女史が畢生の力を揮はんと欲するの目的なり、女史が亡命韓客の爲に無限の熱涙をそそぎ、己れを忘れて働かしは實に此一大目的の爲に奔走せる最も忙かはしきときなり、爾來女史は決死隊を率ゐて朝鮮光州に入り、死生の間に奔走して遂に其目的を達し、その實業學校に其子夫婦を監督者となして成績頗る宜しく、觀察府の監察使、亦大に此舉を贊し

自から其官署に於て善蠶所を開き、女史の令息節太郎氏を聘して諸事を監督せしめ、其功漸く舉らんとす、今や女史の徳澤は光州全域に及び、全州の人民女史を崇敬愛慕すること神の如し、豈女丈夫といはざるべけんや

われ女史と交はりある已に數年、其意氣の壯なるに感ずること深し、去月女史肺患を靜養せんが爲に飯朝し、今や東都の客寓にあり、われ一日女史を訪ふ、病頗る重きが如し、然れども意氣の壯なる談論の快活なるに至りては毫も舊時に譲ることなし、忽ち足袋をぬぎ足のうらを叩いて曰く、秦さん、之は「國家まめ」です、妾が朝鮮へ行つてから一年半、草鞋を解かなかつた結果です、この通り金の如く堅くなりました、妾がこんな風にやるものですから、随分付いて行つたものは難儀しましたよ、大分死んだものもありません、泣いて計り居て遂には逃げて飯つたものもありません、今残りてゐるものは決死隊計りです、われ女史の動作の頗る頑冥なるが如くにして、其精神の頗る文明的なるに感じ、殊に女史が國家の爲に其身心を勞し、遂にこの重患に罹りたるを惜み、今や女史の幼時に溯りて聊かその經歷を叙し來らんとす、而して女史の動作の外交に渡るもの、如きは到底今日に於て記し得べからざるものあり、故に女史の傳を完成せんは女史百年の後には非ずんば能はざるなり

(未完)



廣 告

常盤 大定先生 新作
久保猪之吉先生 合編
服部 躬治先生 編
横山大觀先生 畫

星 月 夜

製本美麗紙質良好
定價七錢郵稅二錢

本書は有名なる常盤文學士及方今歌學界を震撼せるいかづち會の錚々たる久保服部の兩君が十二分の同情を以て鎌倉時代の法然道元親鸞日蓮の四大徳を歌へる神韻あり讀下の間趣味津々として涼風腋下に起るの想ひあり苟も四聖の流を汲み徳を慕ふ人士及文學に志す諸君は心ず一本を購讀あれ

東京市本郷區森川町一番地

發行所 大日本佛教青年會

佛教徒國民同盟會入會手續

四方同感の諸彦は左の書式に従ひ個人若くは連名を以て至急御申込被成下度候用紙(美濃罽十二行、地方部設立の分は地方部へ一通を止め、本部へ一通御送致被下度候)

入會申込書

佛教徒國民同盟會の趣旨に賛同し加盟候也
年 月 日
大日本佛教徒同盟會御中
原籍族籍姓 名印

東京市本郷區森川町一番地

政教時報第十四號目次

- 社説 各宗合同の時機
- 論説 小學教員諸彦の反省を促かす、公衆衛生に對する議、將來の宗教界
- 會報 各地の景況
- 社會 改正條約實施に關する詔勅●新條約實施に關する訓令●高派新法主●佛教の公認と放認等
- 信界 靜觀錄(十二) 因果應報に宗教的自覺なり

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全 國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料
●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢				

- 一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
- 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷區森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版

發行兼編輯人 上村幸三郎 印刷人 清水朝太郎

明治三十二年七月三十一日印刷
明治三十二年八月一日發行
(明治三十一年十二月二十六日逓信省認可)